

第11回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成25年2月18日(月) 15:00~17:00

場所 市役所本庁舎 4階第3会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

① 鳥取市自治基本条例の見直しについて【資料1】

② 市民自治推進委員会意見書について【資料2】

③ 来年度活動方針、計画等の検討

・平成25年度の活動方針(案)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

・平成25年度の活動計画(案)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

(2) その他

次回日程(未定)

4 そ の 他

5 閉 会

第 1 1 回鳥取市市民自治推進委員会

配付資料一覧

【H25. 2. 18 (月)】

| 資料番号 | 資料のタイトル |
|------|--------------------------|
| | 次第、平成 2 4 年度の活動計画について |
| 資料 1 | 鳥取市自治基本条例の見直し答申（案） |
| 資料 2 | 参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書（案） |

平成24年度の活動計画について

年間のスケジュール

| 回数 | 時 期 | 主な審議事項等 |
|---|-------|---|
| 年間を通じて協議が見込まれる事項 ○自治基本条例の見直しについての審議 | | |
| 1回 | 4月27日 | ○平成23年度「鳥取市市民自治推進委員会活動報告書」提出 ○市長との懇談 ○今年度の活動計画について ○市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について ○新・参画と協働のまちづくりフォーラム（仮称）の委員の選出について |
| 2回 | 6月下旬 | ○市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査 ○先進的活動団体との勉強会について |
| 3回 | 7～8月 | ○先進的活動団体との勉強会について （○視察研修について） |
| 4回 | 9～10月 | ○市民活動表彰被表彰者の審査 |
| 5回 | 1月 | ○委員会意見書の策定についての検討 |
| 6回 | 3月 | ○今年度の活動の総括 ○任期中の総括 ○委員会意見書の策定 ○来年度活動方針、計画等の検討 |

平成25年度の活動方針（案）について

1 活動方針

自治基本条例の周知及び活用を推進すること

自治基本条例の適切な運用についての調査・審議に関すること

その他の参画と協働のまちづくりの推進に関する事項についての調査、審議に関すること

「鳥取市市民自治推進委員会活動報告書（仮称）」を策定すること

2 想定される調査、審議事項

- ・市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査
- ・市民活動表彰被表彰者の審査
- ・自治基本条例の適切な運用についての調査・審議
- ・先進的活動団体との勉強会について
- ・市民活動フェスタの実行委員の選出について
- ・平成25年度及び任期中の活動の総括
- ・鳥取市市民自治推進委員会活動報告書の策定

平成25年度の活動計画（案）について

年間のスケジュール

| 回数 | 時 期 | 主な審議事項等 |
|----|-------|---|
| 1回 | 4月下旬 | ○今年度の活動計画（案）について |
| 2回 | 6月下旬 | ○市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査 ○先進的活動団体との勉強会について ○市民活動フェスタの実行委員の選出について |
| 3回 | 7～8月 | ○先進的活動団体との勉強会について （○視察研修について） |
| 4回 | 9～10月 | ○市民活動表彰被表彰者の審査 |
| 5回 | 1月 | ○委員会活動報告書の策定についての検討 |
| 6回 | 3月 | ○今年度の活動の総括 ○委員会活動報告書の策定 ○来年度活動方針、計画等の検討 |

資料 1

(案)

平成25年3月 日

鳥取市長 竹内 功

鳥取市市民自治推進委員会
委員長 大久保 良隆

鳥取市自治基本条例の見直しについて（答申）

平成24年9月28日付け発企協第433号で諮問のありました、鳥取市自治基本条例の見直しについて、別紙のとおり答申します。

別紙

鳥取市自治基本条例の
見直しに係る答申書
(案)

平成25年3月 日
鳥取市市民自治推進委員会

1 はじめに

鳥取市は、自治を担う「市民」と「市」がそれぞれの特性を生かしながら協働してまちづくりを行うための基本ルール「鳥取市自治基本条例」を、平成20年10月1日に施行しました。

本条例第29条には、定期的な条例の検討とその結果による必要な措置について、制度として保障しており、条例施行日から4年を超えない期間ごとに、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを検討することが規定されています。そのことから、鳥取市市民自治推進委員会は、平成24年9月に市長からの諮問を受け、〇〇回の委員会を開催し、条例の検討を行いました。

自治推進委員会にとって、条例の検討作業は施行後初めてのことであり、かつ、限られた期間での作業となりましたが、各委員がそれぞれの経験に基づく意見を出し合い、慎重な審議が図られました。

2 自治基本条例に関する検証

1 検証の方法

条例の検証については、市長からの諮問を受け、本条例が本市のまちづくりの基本ルールとして、その役割を十分果たしているかという視点に立ち、市の各課の条例の運用状況、まちづくり協議会との意見交換、各条項における社会情勢の変化への適合状況、条例に基づく取り組み状況、新たな条項の追加の必要性等について審議を行いました。

2 基本条例見直しに関する項目

条例の検証にあたっては、条例制定時の委員の思いも大切にしながら、条例各条項が本市にふさわしいものであるか、社会情勢の変化に適合したものであるかという視点で、全ての条項につき検討し、そのなかでも本委員会が検討すべき条項及び事項として抽出した項目についてさらに論議しました。

その上で、しっかりと時間をかけて集中的に議論すべきであると考えた住民投票、新たな項目としての危機管理の追加の必要性、鳥取方式の地区公民館を拠点とした地域コミュニティの現状と課題の3点を中心に議論を進めました。

3 検証の結果

条項ごとに、社会情勢の変化への適合状況等について検証しました。その結果、新たな項目として「危機管理」条項の追加を検討してはどうかとの考え方で意見がまとまりました。また、一部条文についてより市民に分かりやすい表記の必要性について検討しました。以下に検証結果を示します。

第2条（定義）関係

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

（4）参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。

【検証】

参画の意味は、意思決定に主体的に参加することであり、かつ、自律的に活動していくというところがポイントなのだが、この文章だとそのあたりが少し曖昧と思われる。

【提案】

例えば、「市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程の意思決定に主体的に関わり、自律的に活動に参加することをいいます。」という表記がより相応しいのではないかと考える。

第13条（コミュニティ）関係

第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。

2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。

3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。

4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。

5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

【検証】

条例の制定当初は、**コミュニティの範囲は敢えて限定しないとの基本的立場に立っており**、第2条第6号で規定する「コミュニティ」の定義でも、「地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織である」とされ、地域コミュニティとテーマコミュニティを区分はしていない。第13条第1項から第4項まではこの考えで問題はないと考える。

ただし、条例施行から4年が経過し、あらためて条文を考えてみると、第5項のコミュニティを限定した方が分かりやすいのではないかと考える。

【提案】

例えば、「地区公民館を地域コミュニティの活動の主要な拠点施設として」という表記がより相応しいのではないかと考える。

第18条（情報の公開及び提供）関係

（情報の公開及び提供）

第18条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。

2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。

【検証】

ある地区のまちづくりを考えると、地域性に合うデータの存在はあらゆる面で重要な要素になるが、現在鳥取市においては、まちづくりの単位は地区であると言っているのに、地区で話し合うべきデータが存在しない。そのため、まちづくりをしていこうという意識喚起ができない状況がある。

【提案】

条例の運用として、「可能な限り地区を単位として」のまちづくりに必要な情報の積極的な作成及び公表なども考えていく必要がある。

第26条（住民投票）関係

（住民投票）

第26条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。

3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。

【検証】

住民投票については、各委員の意見が大きく分かれる問題でありましたが、現在本市は非常設型の住民投票制度を位置づけているため、常設型とした場合のメリット、デメリットを基本に議論を進めました。既に常設型の住民投票制度を導入している自治体の事例も参考にしながら、常設型住民投票条例のポイントとなる基本的な構成要素についての意見交換を行いました。

ポイントとして挙げられた構成要素のなかでも、投票対象事項としては、対象にできない事項をあらかじめ規定しておくといういわゆるネガティブリスト方式を採用することや、投票形式、成立要件、投票結果の取り扱い、請求の制限期間等については委員の意見の一致が得られましたが、発案権者や投票資格者に永住外国人や未成年者を含めるか否かでは一致できませんでした。

【提案】

結果として、現時点では常設型・非常設型のどちらかでの意見の一致は図れませんでした。以下に、常設型ないし非常設型の立場での主要な意見を列挙しますので、今後の社会情勢の変化などをよく見極めながら進める参考としていただきたい。

i 住民投票全体について

【常設型】

- ・地方自治の望ましさからいけば、理想はやはり常設型である。
- ・重要なもの、争点に関しては、市民もしっかりと考え住民投票をしていくという事例もできたので、そういう意味では常設にしていく時期がそろそろきているのではないかな。
- ・ネガティブリストをきちっと作成し、安易に頻繁に発動されることがないように要件を整えればいいのかと思う。
- ・私たち市民がいつでも議論を喚起できるような環境を整えていくことが、これからの地方自治にとっては、非常に重要ではないかと思う。
- ・住民投票がどのように扱われるかという条件を整えることが重要なわけで、そのため

には、常設型にして、そのうえで、どういう時に住民投票が行われるのかということ
をきちんと定義することが、一番求められることだと思う。

【非常設型】

- ・行政施策については、議会が最高の**決定機関**である。常設型だと、議会軽視の社会環境を生み出すのではないか。
- ・投票のたびに、その執行に際し膨大な予算を使うことになる。
- ・市の行政施策の運営にとっても重大だというような場合に、市民の傾向を把握するための手段ないし方策として、そういった時に異議を認めたらいいのではないかと思うので、個別型で運用されるのがベストではないか。
- ・常設型にすると、議論が尽くせないままに投票に入る恐れがあるので、やはりそこは議会というものを絡めて、そこで審議してもらい、その意見というものを広く一般に知らしめて、自分の考えを固めるということは、大事だと思う
- ・市民の**思いを踏まえて議会で議論を行い、その結果に基づき住民投票条例を制定する方が**、より一般の市民にはわかりやすいと考える。
- ・今回の市庁舎整備に関する住民投票の経験を生かさないうで、制度ばかり前倒しで作るというのも、いささか現実と離れている気もする。

ii 住民投票条例の基本的構成要素について

意見の一致した項目

1 投票対象事項

- ・投票対象にできない事項をあらかじめ規定しておく方式で構わない（ネガティブリスト方式）。

2 発案権者の範囲

- ・住民、議員、首長の三者からの発案・発議可能とする。

3 投票の選択肢の形式

- ・基本的に二者択一。
- ・選択肢が2つに絞りきれない場合も想定されるため、但し書きで、3つ以上の選択肢を設定することも可能。

4 投票の成立要件

- ・投票率50%以上の場合に成立とする。

5 投票結果の取り扱い

- ・現行どおり、結果を尊重することでよい。

6 請求の制限期間

- ・同一内容での住民投票を短期間に何度もすることを制限する。制限期間は2年程度を適当とする。

意見の一致しなかった項目

1 発案権者及び投票資格者の範囲（永住外国人の取り扱いについて）

【常設型】

- ・同じように税金を払っていて、同じように鳥取市民として、私たちと共に生活しておられる外国人の方を排除する必要性がどこにあるのかなというのを思う。
- ・鳥取市の自治とかまちづくりという視点でこの問題を考えると、やはり、税金を払っているかどうかではなくて、生活そのものに影響するような施策についてはその方たちにも影響はあるわけで、鳥取市がどういう施策を進めるかについては直接影響があるから。そういう面では、永住外国人の方を対象とした意見を聞くというのも大事な視点だと思う。
- ・法的な根拠が明確なわけではないが、いわゆる今鳥取市が進めているまちづくりという営みの中で、こういう方々も当然参加していただくという視点に立てば、同じ目線でご意見をいただいてもよいのではないかな。
- ・国政の論議を地方にそのまま当てはめるとするのは、それはまた議論としては違ったものになるのではないかなと思う。
- ・国籍よりもそこに住んでいるメンバー、ステークホルダーという言い方をするが、そのステークホルダー同士で、この地域をどう創り上げていくのか、自分の住む環境をどうよくしていくのかという議論が、これからは大事なのではないかな。

【非常設型】

- ・税金というのは、そこに住む者が、利便性を享受するために払っているのだから、税金問題と参政権付与とは別だと考えた方がいい。
- ・住民投票というのは結局、政策本意の選挙みたいなものだから、住民投票そのものが選挙に近づいていくということではないのかなと思う。将来的に、そうなったときに、公選法上は日本国民に限っているのに、どうして住民投票では外国人を含むのかというつじつまの合わない話になりはしないかというのを危惧する。
- ・投票というのは、実質的な参政権に結びつくのではないかな。**公職選挙法では及んでいない。よって含めるべきではない**と思う。
- ・案件ごとに、そのなかで資格内容も、項目に該当した範囲が救えるように判断した方がいいのではないかなということを基本的に持っている。
- ・条例で、公職選挙法等の規制がないから何でも決めていいということにはならないのではないかな、条例でそこを定めるにしても、関連する上位の法令を超えてまでは書けないのではないかな。
- ・地方参政権というのは法律の範囲内でしかできないことになっている。そういう建前である以上は、公職選挙法でどうなるのかというのを考えておかなければいけない。

「危機管理」条項の追加について

[検証]

現在、約1700自治体中、約250自治体で自治基本条例や同じ趣旨の条例が制定されています。本条例は、制定後4年が経過していますが、特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、市民の「危機管理」に対する関心も高く、自治基本条例制定自治体の中でも、97自治体が、危機管理に関する規定を設けており、本市においても、市民の安全・安心な暮らしを守るため、市民と行政の役割を明確にする新たな規定の**追加が必要と考える**。

[提案]

以下に自助、共助、公助の理念を踏まえて、条文の案を提案しますので、見直しの際には参考にいただければと思います。

案①「市は、市民の生命、財産を災害から守るため、災害に強い都市構造の整備及び行政の災害対応力の向上、並びに市民の災害対応力の向上に努めます。」

- 案②「1 市長は、市民の生命、財産を守るため、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。**
- 2 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、地域において相互に助け合えるよう連携及び協力体制の整備に努めます。」**

3 まとめ

自治基本条例第29条の規定に基づき、本条例が本市のまちづくりの基本ルールとして、その役割を十分果たしているかという視点に立ち、市の各課の条例の運用状況、まちづくり協議会との意見交換、各条項における社会情勢の変化への適合状況、条例に基づく取り組み状況、新たな項目追加の必要性等について審議を行いました。

検証の結果、「危機管理」条項の追加など、新たな課題も明確になりました。特に、東日本大震災以降、「危機管理」に対する市民の関心や意識の高さを考慮し、現状にあった条項の追加の必要性等について検討していくべきであると考えます。

また、「住民投票」については、時間をかけ審議しましたが、**意見の一致が図れず、両論を併記することとなりました。**

主な意見としては、市民がいつでも議論を喚起できるような環境を整えるためにも常設型の住民投票条例の基本となる理念をこの自治基本条例にも規定すべきだとされる意見や、一方では、制度ばかり前倒しで作るとするのは現実的ではないのではないかとされる意見、

事案ごとに個別条例が制定できる現行制度（非常設型）が好ましいなどの意見が交わされました。

鳥取県では、県民参画条例の制定が検討されており、その動向も注視していく必要があると思います。

今後も、自治基本条例の理念に基づく行政運営に努めるとともに、本市の自治を担う主体である「市民」と「市」が互いの特性を生かしながら協働してまちづくりを行うことで、市民一人ひとりが大切にされる地域社会を創造していただきたいと思います。

参画と協働のまちづくりの
推進に関する意見書
(案)

平成 25 年 3 月 日
鳥取市市民自治推進委員会

鳥取市市民自治推進委員会意見書（たたき台案）

目 次

鳥取市市民自治推進委員会意見書

1. 市民自治推進委員会委員になって
2. 市民自治推進委員会の活動を振り返って
3. 市民まちづくり提案事業の審査を行って
4. 市民活動表彰の審査を行って
5. 鳥取市の市民活動と協働のまちづくりの支援策について
6. 自治基本条例の見直しを振り返って
7. 地域コミュニティにおける協働のまちづくりの取組みについて

参考資料

1. 市民まちづくり提案事業助成金交付事業について
【市民活動促進部門】助成事業実績
【協働事業部門】助成事業実績
2. 鳥取市市民活動表彰制度について
3. まちづくり協議会の活動状況について
4. 参画と協働のまちづくりフォーラム事業報告
5. 市職員研修について
6. 鳥取市市民自治推進委員会について
鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

1. 市民自治推進委員会の委員になって

- 一昨年(2011年)の3月11日に発生した東北関東大震災による我が国の経済、社会の変化は、私達鳥取市民の生活にも多大の影響を与えました。このような中、鳥取市民は、各地区において地域コミュニティ「まちづくり協議会」を組織し、日常生活はもとより災害時における共助活動の基盤として活動に取り組んでいます。
- 鳥取市自治基本条例制定から3年次第に根付いていく条例の現在の状況が見たく委員に応募しました。また、24年度が同条例の見直しの年にあたるので、当初の条例制定に参画したことから、市民感覚や社会の変化等の動きに合っているか見たいということもありました。
- そのような動機を持たれる委員もおられるなか、平成23年の4月から2年間の任期で委員としてスタートを切り、市民の参画と協働の促進という鳥取市の重要施策に関わることに、大変な重圧とともに、やりがいの大きさも感じながら職責を果たさせていただきました。一方で、専門的な知識も乏しくどれだけ役に立てるのか分からないという不安もありましたが、市の活性化に向けて最善を尽くして取り組んできました。
- また、あまり気負うことなく、ここで暮らすみんなが、鳥取で暮らして毎日が“楽しい”と思っただけのようなお手伝いをさせていただくことを目標としました。
- 委員の一人となって各選考審査や市民が各地域での活動で参画と協働のまちづくりを積極的に実践されている様子を知り、今後の私のまちづくりについての行動がどのように変化してゆくのか、意義深い体験になりました。
- 市民活動助成事業や市民活動表彰事業の審査を通じて、多くの市民の方々やNPO法人が多様な活動に取り組んでおられることに、まず、驚かされました。そして、そのことを踏まえて、NPO活動をしている当団体も、地域の子供会や老人会等地域コミュニティとの連携を実践する契機となりました。
- 任期が二年目となる24年度は、鳥取市自治基本条例第29条に基づく条例の見直しの年に当たることから、より広い視野と市民の目線から慎重な審議が求められていることを強く自覚しました。
- そんななか、先進的な取り組みを進めている「まちづくり協議会」との意見交換会が実現できたことは、委員として大変有意義な経験でした。

2. 市民自治推進委員会の活動を振り返って

- 本委員会の委員活動を始めて早くも1年9か月が過ぎようとしています。この間、市民まちづくり提案事業の審査や参画と協働のまちづくりフォーラムの運営、自治基本条例の見直しなどの多様な任務をこなしてきましたが、やればやるほど市民参画を促

- 進することの難しさ、理想と現実のギャップを感じてもどかしくなってしまいます。
- 市民主体のまちづくりを育むというのは、口で言うのはたやすくても、実際に成果を挙げるには膨大な時間と労力そして一定のお金を必要とします。
 - 私たちの活動でどの程度まちづくりが前進したかは分かりませんが、努力は必ず報われると信じて自分自身の役割を全うしたいと思います。
 - 今年度から、本委員会が主催してきた「参画と協働のまちづくりフォーラム」の企画実施が市民活動団体へ委託され、本委員会からは、委員1名を参画させる仕組みとなりました。そのことにより、本委員会の稼働面での負担は大幅に軽減されましたが、フォーラムの企画過程における課題等のフィードバックが十分でなく、委員の関心や盛り上がりには欠けた嫌いは否めません。
 - 24年度に行った先進的活動団体との勉強会で「ほっと大正まちづくり協議会」のコミュニティ活動のテーマ「安全安心な地域の確立」－防災－については、防災に対する住民の意識を高めるとともに総合防災訓練の実施など真のコミュニティ活動の学習をさせていただきました。
 - 本委員会の活動を振り返り、参画と協働のまちづくりの周知・推進のため、市報でのPR、協働のまちづくりやハンドブックの配布、びよんびよんネット放映、フォーラムの開催等を地道に継続して実施することが必要と思われます。それに加えて、自治基本条例の周知方策、まちづくりの実践事例、市民意見の反映の仕組み等の把握のため、他市の状況視察を引き続き実施して頂きたいと思えます。

3. 市民まちづくり提案事業の審査を行って

市民まちづくり提案事業助成金交付事業は、平成16年度に創設された鳥取市市民活動促進助成事業を引き継ぎ、平成23年度から実施されました。この事業の立案にあたっては、平成22年度に設置された「協働事業提案制度検討委員会」による意見を参考に、従来からの地域の課題解決やまちの活性化のために市民活動団体が自ら行う事業への助成制度（市民活動促進部門）に加え、市民活動団体と市が協働で行うことで更に効果が高まる事業への助成制度（協働事業部門）が新設されています。

市民自治推進委員会は、市民活動団体から提案された事業の審査及び市長への推薦を行う役割を担っています。平成23年度は市民活動促進部門で9団体、協働事業部門で2団体の推薦した事業について当該助成金の交付が決定されました。

一方、当事業の市民活動促進部門は、平成23年度行政評価における外部評価を受けました。その結果、鳥取市による市民活動への財政的支援の必要性と効果は評価されたものの、申請団体の拡大や申請・審査の手続きの簡略化等が課題として指摘されました。

また、外部評価の対象とならなかった協働事業部門についても、市民活動団体と市との協働による、より効果的な鳥取市の課題解決に向けた取り組みを進めることが望まれることを当委員会として指摘しました。

これらのことを踏まえ、更に多くの市民活動団体に対する支援により鳥取市の市民活動を促進し、協働による効果的な課題解決を進めるため、当事業の見直しを24年度に行いました。

まず、市民活動促進部門の募集及び審査は、本年度から市民活動団体の窓口となっている市民活動・ボランティアセンターに移管され、本委員会からは1名の委員を参加させることとなりました。また、応募件数は毎年10件前後で推移しており、制度としては定着してきたという感じもしますが、今後も市民活動団体の活動を支えられるよう継続していく必要があります。

なお、協働事業部門については、課題解決に向けて行政からテーマを提示する行政提案型へと見直しましたが、応募件数は、提案2件に対して応募1件に止まったのは残念でした。広報やテーマ設定の検討が必要かもしれません。

中心市街地や中山間地の活性化、あるいは福祉活動充実のための活動等、もっともっと潜在的な活動団体があるように思われます。

また、助成を受けた団体には「市民活動フェスタ」で活動報告をしていただくことも行いました。

事業PRや応募方策ですが、市報、マスコミ、ぴよんぴよんネット、商工・農林・福祉団体等への呼びかけ等多様化したらどうでしょうか。

今後も市民活動への支援を継続していくためにも、助成金のあり方について、定期的な見直しとともに、実施後のまちづくりへの効果、発展性、自立性を継続して審査する仕組みも必要ではないかと思えます。

4. 市民活動表彰の審査を行って

鳥取市市民活動表彰制度は、市民活動の推進に顕著な功績のあった活動団体や個人を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層推進することを目的として、平成20年度に創設されたものです。当委員会は、その対象者を選考審査し、被表彰候補者を決定するという大変重要な役割を担っています。

選考審査にあたっては、現委員の任期である23年度より採点を行わず、①先駆性・独自性、②発展性、③協働性・連携性、④効果性、⑤継続性の5つの審査基準に基づき、推薦の適否を「適当」または「不適」から選択する方式に変更しました。

当委員会としては、“小さな市民活動にも光を”との市民活動表彰の趣旨を大切にし

て審査にあたるよう努めました。審査の結果、23年度は応募のあった5団体すべてを市長に被表彰候補者として推薦することを決定し、市長の決定を経て11月5日（土）に開催された「参画と協働のまちづくりフォーラム」の中で表彰式が行われました。また、24年度は応募者13件のうち7件を被表彰候補者として推薦することを決定し、12月2日（日）に開催された「市民活動フェスタ」の中で表彰式が行われました。

推薦された市民活動は、活動者の熱意が感じられるものでした。しかし、推薦不適が発生する結果については、受付段階でのアドバイスを工夫すること等が望まれます。

根本的な課題としては、まだまだ本制度や表彰の趣旨の理解が進んでいないということもあるのかもしれませんが、明確な選考基準を設けるなど、選考方法の再考も検討すべき段階ではないかと思えます。

5. 鳥取市の市民活動と協働のまちづくりの支援策について

- 市は、市民活動の促進のために、市民まちづくり提案事業などいくつかの支援策を実施されていますが、なかなか市民への周知が進まず、応募が少なかったのが残念でした。もっと広報に注力して、多くの市民に協働を体験してもらいたいと思えます。
- また、まちづくり協議会への支援策を住民が主体的に活用できるようになるには、市とまちづくり協議会の間に立って、専門的な知見で住民活動をサポートする人が必要だと思えます。鳥取市には、市職員がコミュニティに関わるCST制度などありますが、まちづくり協議会に対する人的な支援（スキルアップを含む）をもっと強化する必要があるように感じます。
- 一方で、アンケート調査の結果ではまちづくり協議会に対する支援策の有効性は確認されています。まちづくり（住民自治）の取り組みは、各地域コミュニティにおいて**創意**を凝らしつつ継続されることが大切であり、そのための行政による適切な各種支援策の継続は欠かせません。
- 特に財政的な面での支援施策の継続に努めていただきたい。
- 市民活動団体を例にとれば、補助額は低くても、数多くの活動団体を支援した方が、まちづくりの裾野を広げる意義が大きいと思われれます。また、団体活動の継続性の観点から見れば、会費等ある程度の自主財源をもって取り組む団体が望まれます。そうした点を踏まえて、過去、補助対象としてきた市民活動団体の継続性等を検証しておく必要があるのではないのでしょうか。
- 現在、地域のまちづくりについては、各地区公民館が主体になって活動していますので、だんだんコミュニティ度はあがってきていると思えます。
- ですが、各地区に在住の市職員の“協働”ということの理解度はどうなっているのでしょうか。出来るだけたくさんの市職員の方々が、イベントや行事に多く参加して頂

けたら、それが最大の支援ではないかと思えます。

6. 自治基本条例の見直しを振り返って

本市のまちづくりの基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定めた「鳥取市自治基本条例」は、平成20年3月に制定され、同年10月1日から施行されました。

自治基本条例は、制定することが目的ではなく、この制定をスタートとして、その理念や仕組みが市民に十分浸透し理解され、まちづくり活動の指針として有効に活用されることで、初めて生きた条例としての評価を得ることになると考えます。

そのための仕組みとして、条例第29条では、社会情勢への適合状況を調査・審議するための条例の定期的な見直しが規定されており、平成24年度がその見直しの年でした。

4年に1度のこの見直し時期に、市民自治推進委員会の委員としてその任に当たることになりましたが、喫緊の市政の重要課題である市庁舎整備において、住民投票が行われたことから、見直しに当たっての議論も住民投票制度が中心となりました。

住民投票条例の基本的構成要素について一つひとつ検討を進めていきましたが、項目によっては委員の意見が相反するものもあるなか熱い論議を交わしました。最終的に「常設型」又は「非常設型」のどちらかで委員の意見を統一できませんでした。多様な考えの一つひとつを大切にしながら合意形成するのは容易ではありませんが、議論することによって、多様な考えがあることが理解できたのは、自分自身のみならず全委員にとって貴重な体験ではなかったでしょうか。

今回の見直しにあたって、住民投票制度という高度な判断が求められる課題に、全委員が真剣に向き合い取り組めたと思えます。

7. 地域コミュニティにおける協働のまちづくりの取組みについて

市では、平成23年度を「協働のまちづくりの着実な前進の年」、平成24年度を「協働のまちづくりの飛躍の年」と位置づけ、引き続き協働のまちづくりの推進を図ってこられました。

協働のまちづくりについては、市内61の地区公民館を拠点とした地域コミュニティにおいて、全地区にまちづくり協議会が設立され、多様な地域課題を解決するための「地域コミュニティ計画」が、そのうち58地区で策定されており、計画に基づく実践活動が各地区で展開されています。

市は、これらの活動を様々な方法により支援しておられますが、地域コミュニティ計画に基づく事業等を強力に支援していく姿勢を表すものとして「協働のまちづくり支援宣言」をこれまでに58地区（23度は12地区・24年度3地区）に対し行われています。

また、「鳥取市地域コミュニティ育成支援事業」により財政面の支援を行い、人的支援策としては、市職員による「コミュニティ支援チーム」が編成され、188名のチーム員が各地区のまちづくり協議会の支援を行っておられます。

市民自治推進委員会としては、まちづくり協議会をはじめとした鳥取市内の先進的な活動団体の事例を知り、また、自治基本条例に基づく協働のまちづくりの取り組み状況を確認するため、それらの団体と直接意見交換したいと考えておりましたが、平成24年度に先進的に取り組まれている2地区の「まちづくり協議会」との意見交換が実現できたことは、大変有意義でした。

市内61の地域コミュニティにおいて、それぞれが抱える地域課題の解決を目指して、各構成組織の連携を図りつつ地道な取り組みを推進されている多くのまちづくり協議会に心からのエールを贈りたい。

このまちづくりの取り組みは「鳥取市自治基本条例」の理念を地域コミュニティに定着させるとの認識のもとに、市民自治推進委員会として、今後とも、意見交換会を継続実施する必要を痛感しています。

参考資料一覧

| 資料番号 | 資料のタイトル |
|--------|---|
| 参考資料 1 | 市民まちづくり提案事業助成金交付事業について…P10 ～P17 平成 23 年度 【市民活動促進部門】助成事業実績 【協働事業（市民等提案）部門】助成事業実績 平成 24 年度 【市民活動促進部門】助成事業実績 【協働事業（行政提案型）部門】助成事業実績 |
| 参考資料 2 | 鳥取市市民活動表彰制度について…P18 ～P19 平成 23 年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者 平成 24 年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者 |
| 参考資料 3 | まちづくり協議会の活動状況について…P20 |
| 参考資料 4 | 参画と協働のまちづくりフォーラムについて…P21 ～P23 平成 23 年度 参画と協働のまちづくりフォーラム事業実績 平成 24 年度 市民活動フェスタ事業実績 |
| 参考資料 5 | 市職員研修について…P24 ～P26 「協働のまちづくり」職員研修実績 |
| 参考資料 6 | 鳥取市市民自治推進委員会について…P27 ～P28 鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績 |

| | |
|-----------------|--|
| <p>交付目的</p> | <p>第2条 本助成金は、地域の課題解決やまちの活性化のために、市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」を実施することにより、市民活動が活性化し、市民と行政の協働のまちづくりを推進することを目的として交付する。 (鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱)</p> |
| <p>定義</p> | <p>第3条 この要綱において「市民活動団体」とは、鳥取市市民活動の推進に関する条例(平成15年鳥取市条例第2号)第2条第2号に定める団体をいう。</p> |
| <p>助成対象事業</p> | <p>第4条 助成の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、第5条に規定する者が自ら企画、運営し実施する本市のまちづくり活動に関する事業であって、市長が事業の内容、時期、経費等が適当と認めたものとし、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 創造的な市民活動事業 設立後3年未満の市民活動団体が実施する事業 (2) 公益的な自主事業 設立後1年以上が経過した市民活動団体が実施する事業 (3) 協働による地域の課題解決等を図る事業 ア 地域や市が抱える身近な課題を解決する事業 イ 新たな視点からの先駆的、独創的な事業 ウ 将来性がある事業(将来的な自立につながる事業)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業実施にあたり、国又は地方公共団体から、この要綱による助成金以外の助成金の交付を受ける場合は、助成対象事業の対象としないものとする。</p> |
| <p>助成金交付対象者</p> | <p>第5条 本助成金の交付対象となる者は、助成対象事業を行う市民及び市民活動団体等の各種団体とする。ただし、前条第1号及び第2号に該当する事業の交付対象者は市民活動団体とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付対象となる者とししないものとする。</p> <p>(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とする者 (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする者 (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする者 (4) 助成対象事業を実施する者が、申請年度において、既にこの要綱による本助成金の交付を受けているとき。 (5) 前条第1号に該当する事業を実施する市民活動団体が、既に当該事業について本助成金の交付を受けているとき。 (6) 前条第2号に該当する事業を実施する市民活動団体が、当該事業において本助成金の交付を通算して3回受けているとき。</p> |

| | | |
|-------------|-------------------------|---|
| 助成金の 算定等 | 平成 23 年度 | <p>【市民活動促進部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創造的な市民活動事業 過去に本助成金の交付を受けていない設立後 3 年未満の市民活動団体が企画実施するイベント、研修会等 補助率 10 分の 10 限度額 10 万円 ・公益的な自主事業 設立後 1 年以上の市民活動団体が実施する公益的な自主事業 補助率 5 分の 4 限度額 20 万円 <p>【協働事業（市民等提案）部門】</p> <p>市と協働することでさらなる効果が期待できる事業で、以下のいずれにも当てはまるソフト事業を対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域や市が抱える身近な課題を解決する事業 (2) 新たな視点からの先駆的、独創的な事業 (3) 将来性がある事業 <p>補助率 5 分の 4 限度額 70 万円</p> |
| | 平成 24 年度 | <p>【市民活動促進部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創造的な市民活動事業 過去に本助成金の交付を受けていない設立後 3 年未満の市民活動団体が企画実施するイベント、研修会等 補助率 10 分の 10 限度額 10 万円 ・公益的な自主事業 設立後 1 年以上の市民活動団体が実施する公益的な自主事業 補助率 5 分の 4 限度額 20 万円 <p>【協働事業（行政提案型）部門】</p> <p>市と協働することでさらなる効果が期待できる事業で、以下のいずれにも当てはまるソフト事業を対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域や市が抱える身近な課題を解決する事業 (2) 新たな視点からの先駆的、独創的な事業 (3) 将来性がある事業 <p>補助率 5 分の 4 限度額 40 万円</p> |
| 対象経費 | 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料 | |

平成23年度【市民活動促進部門】助成事業実績

(単位：円)

| | コース | 団体名 | 事業名 | 事業概要 | 事業費 | 助成額 |
|---|------------|-------------------|-------------------------|--|---------|---------|
| 1 | 創造的な市民活動事業 | あまぷろ | あまぷろ (因幡甘味プロジェクト) | 因幡地方の様々なスイーツを市民をはじめ全国に発信し、ブランド化することでスイーツ地としての認知を図るため、因幡スイーツの販売をとおして情報発信を行う。 | 237,414 | 92,000 |
| 2 | | 特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会 | 鳥取地区クラブピース ふれあいリズム体操 | 自閉症・発達障がいの方のリズム体操教室を開催し、市民にも参加していただくことで、交流や障がい特性の理解を図り、自閉症・発達障がいの方が生活しやすい社会の実現を目指す。 | 139,073 | 100,000 |
| 3 | 公益的な自主事業 | 河原を考える会 | 第四回河原昭和まつり | 野外コンサート、昭和の展示、各団体による売店などの催しを実施。地域交流や文化伝承、地域ボランティアによる運営を行い、活力ある地域への発展を目指す。 | 510,035 | 200,000 |
| 4 | | 青谷地区を美しくする会 | 「笹ユリ」保護事業 | 「笹ゆり」の生息環境の再生を図り、環境整備、育苗、播種等を行う。地元住民や小学生とともに活動することで、自然を守り育てる心を育み、地域の発展につなげる。 | 142,000 | 113,000 |
| 5 | | 子育てサポートすくすくクラブ | 子育てまちなかセミナー | 子育て中の保護者の癒しや子育てへの活力の一助とするため、託児付のアロマストレッチ講習会と子育て座談会を開催する。まちなかで実施することで、中心市街地の活性化の一助となることを目指す。 | 318,300 | 200,000 |
| 6 | | 科学遊び広場 | サイエンスカフェ鳥取 2011 | 原子力や放射線、鳥インフルエンザや家畜の病気などのテーマで正しい知識を伝える講演をカフェで開催する。専門家が市民の中に入って同じ目線で科学を伝承し、コミュニケーションを図ることで、健康で安全な暮らしを営む科学知識を身につけ、科学的に判断して行動できる市民を育てる。 | 127,860 | 168,000 |
| 7 | | 鳥取おやこ劇場 | ポニートレッキング | ポニートレッキングや野外ゲームをとおして、子どもたちが動物に触れ、五感をフルに使った自然体験を楽しみながら、命の大切さや自然の | 130,396 | 90,000 |

| | | | | | |
|---|------------|--------------------|---|---------|---------|
| | | | 素晴らしさ・厳しさを知るきっかけを作り、子供たちの健全な育成を目指す。 | | |
| 8 | 地域の楽校づくりの会 | 地域の楽校づくりの会 | 散岐小学校の児童や校区住民を対象に笹まきづくり、魚とりと川遊び体験、もちつきなどの地域資源を活かした催しを行い、子供と地域住民・高齢者との交流や小学校を拠点とする地域の各組織による連携活動の継続を目指す | 125,089 | 100,000 |
| 9 | 雛がたり実行委員会 | お雛さまエッセー&絵てがみコンクール | 用瀬町のアピールとお雛様・雛祭りに込めた思いを次世代に繋げるため、お雛様にまつわるエッセーや絵てがみを全国から公募し、審査会を経て「第11回雛がたり」に合わせ、表彰式を行う。 | 582,973 | 200,000 |

※事業費は、補助対象内外含む。

平成23年度【協働事業（市民等提案）部門】助成事業実績

(単位：円)

| | 団体名 | 事業名 | 事業概要 | 事業費 | 助成額 |
|---|------------------------------|---------------------------|--|---------|---------|
| 1 | 特定非営利活動法人 いんしゅう鹿野まちづくり協議会 | 鹿野城下 虚無僧行脚 | 鹿野町城下町地区にて行灯や提灯が灯る通りを尺八愛好家が扮する虚無僧が尺八を奏でながら練り歩き幻想的な風景を作る虚無僧行脚を行い、まちなみ作りの素晴らしさを町内外の人々と共に楽しみ、さらに推進するための活力とする。 | 707,418 | 448,000 |
| 2 | 行徳地区まちづくり代議員会 | まちづくりと地域福祉の結合による「共助型地区整備」 | 行徳地区における狭あい道路の改善に向け、沿道土地権利者の寄付及び用地提供の合意形成を図るため、勉強会やワークショップの開催、改善工事实施にあたり記録集と「あゆみ」の作成・配布を行う。 | 317,279 | 252,000 |

※事業費は、補助対象内外含む。

平成24年度【市民活動促進部門】助成事業実績（平成24年12月現在）

(単位：円)

| | コース | 団体名 | 事業名 | 事業概要 | 事業費 | 交付決定額 |
|---|------------|---------------|------------------|---|-----------------|-----------------|
| 1 | 創造的な市民活動事業 | きなんせ鳥取素ら一めんの会 | 鳥取素ら一めんイベントPR事業 | 「鳥取素ら一めん」を各地のイベントや催事に出展することで、鳥取の食の魅力を発信・PRして将来的な地域活性化につなげる。 鳥取素ら一めんの特徴や食べられるお店紹介のパンフレットを制作し、観光案内所や道の駅等に配布する。鳥取ご当地グルメ第一人者の植田英樹氏を講師に、ご当地グルメに関する講演会を開催する。 | 198,100 | 100,000 |
| 2 | | くらし安心まもり隊 | 市民のための生活情報無料講座事業 | 市民生活の中で、不安やトラブルなどが少なくなることを目的として、月に2回の無料講習会（テーマは随時変更）を実施する。 4月 相続・遺言、家計の節約 5月 交通事故とその舞台裏、家計の節約 6月 先進医療の紹介、成年後見制度 7月 年金のしくみ、介護 8月 生命保険の効果的利用法、裁判員制度 9月 相続・遺言、家計の節約 10月 | 100,020 (予定) | 100,000 (予定) |

| | | | | | | |
|---|----------|-------------------------|-----------------------------|---|---------|---------|
| | | | | 年金のしくみ、未定 1 1月 先進医療の紹介、家計の節約 1 2月 裁判員制度、未定 1月 相続・遺言、家計の節約 2月 生命保険の効果的利用法、年金のしくみ 3月 成年後見制度、介護 | | |
| 3 | | 鳥取おやこ劇場 | おやこで楽しむ 大道芸ワークショップ | 新しいことに挑戦したり、プロの技を身体全体を使って体験することを通して、子どもたちの自主性や主体性を伸ばし、達成感を味わってもらおう。 6月23日(土) 一輪車ワークショップ 一輪車の世界チャンピオンによる指導 6月24日(日) サーカスワークショップ ジャグリング、皿回しなど比較的簡単にできるものから、空中芸などの体験、発表 | 231,274 | 181,000 |
| 4 | 公益的な自主事業 | 若葉台おやじの会 | 若葉台ふるさと環境学習 (ビオトープ再生) 事業 | 10年前に小学校と協力して造ったが、経年経過により水が干上がってしまったビオトープを再生し、環境学習の継続と更なる発展を目指す。 現ビオトープを重機を使い再度掘り起して再生する。鳥取に多くみられる水生植物「ガマ・コガマ・ヨシ・ヒシ、キシノウブ」を植栽し、「クロメダカ」を放流する。 | 150,332 | 118,000 |
| 5 | | 特定非営利活動法人とっとりフィルムコミッション | 小谷承靖監督と歩く「父の暦」探訪ツアー | 谷口ジロー作「父の暦」の映画化に向けて、作品に対する市民の関心を高めるとともに、映画化への気運を盛り上げるため、作品に登場する舞台を巡る探訪ツアーを行う。 ツアーのナビゲーターとして、昨年朗読劇「父の暦」を演出・プロデュースした映画監督の小谷承靖氏に参加してもらい、参加者と再び感動を分かち合う。 10月24日 参加者50名程度 主な探訪先：鳥取城跡、鳥取市立歴史博物館（やまびこ館）、市内のレトロな理髪店・酒蔵、市内映画館跡地、福部・岩美海岸、砂丘ほか | 243,291 | 169,000 |

| | | | | | |
|---|------------------------------|---|---|-----------------|-----------------|
| 6 | 鳥取ホルン バカスター センター | 2012 鳥取ホル モン 焼きソバ まつり | 鳥取市の魅力アップと観光振興を 図るため、鳥取市のソウルフードで ある「ホルモン焼きソバ」を市民と ともに楽しみ、その魅力を共有して 広域にわたる情報発信と地域の自 慢を創る。 10月27日 参加者 2,00 0名程度 内容：食べ比べ、タレ発表会、セ ンター試験、食べ歩き大抽選会、マ ップ配布（イベント告知・スタンプ ラリー用紙兼用）、鳥取的”ほるも ん”選手権、鳥取的”筒玉入れ”競 争 | 266,126 | 200,000 |
| 7 | 雛がたり実 行委員会 | 第3回 お雛さま エッセイ &絵てが みコンク ール | 鳥取市用瀬町のアピール及びお 雛様・雛まつりに込めた思い次世代 に繋げることを目的として事業を 実施する。 12月1日～2月11日 作品 募集 1月14日～26日 作 品展（県民ふれあい会館ロビー） 2月中旬 審査会（鳥取中央郵便 局） 3月3日 審査結果発表（日 本海新聞紙面、雛がたり実行委員会 HP等）表彰式&朗読会、入賞作 品展示 参加者 2,500名程度 | 582,973 （予定） | 200,000 （予定） |
| 8 | 東中校区心 豊かな 子どもを育 てる会 | 子育て・ 親育てを 推進する 地域づく り | 地域での児童・生徒の健全育成を推 進するため、幅広い方が目にする立 て看板を設置し啓発につなげる。ま た、地域での子育てを通して住民が 一つとなり、地域活性化を目指す。 保護者や地域の方が標語を考え る中で「家庭で、地域で何が必要 なのか？」を問い直す機会となり、問 題意識も共有し「親育て」につなげ る。 6月中旬 標語募集開始 7月中旬 募集締め切り、優秀作 品選考（役員会） 8月～9月 立看板作成、設置 12月 成果検証（保護者へのア ンケート、地域有識者への聞き取 り）、優秀作品表彰 | 250,000 （予定） | 96,000 （予定） |

※事業費は、補助対象内外含む。

平成24年度【協働事業（行政提案型事業）部門】助成事業実績

(単位：円)

| | 団体名 | 事業名 | 事業概要 | 事業費 | 交付決定額 |
|---|-------------|-----------------------|---|---------|---------|
| 1 | 鳥取本通商店街振興組合 | 商店街新たなまちづくりコミュニティ形成事業 | 既設のハンギングバスケットを活用した植栽コンテストを開催することで、参加者や商店街利用者の中心市街地への愛着・関心を深め、商店街沿線の環境美化や緑化推進に寄与する。また、コンテスト参加者を中心に「まちづくりサポータ」として登録いただき、新たなまちづくりのコミュニティを形成する。 | 515,004 | 400,000 |

※事業費は、補助対象内外含む。

| | |
|------|--|
| 目 的 | 第2条 本表彰は、鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成15年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。）第6条第6号に基づき、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、もって市民活動をより一層推進することを目的とする。 |
| 定 義 | 第3条 この要綱において「市民活動」とは、条例第2条第1号に定める活動をいう。 |
| 表彰対象 | 第4条 この表彰は市民活動の推進に顕著な功績のあった市民及び市民活動団体、事業者に対して行う。ただし、本市が設ける他の表彰制度に該当するものを除くものとする。 |
| 選 定 | 第5条 市長は、被表彰者を決定する際は、鳥取市自治基本条例（平成20年鳥取市条例第25号。）第28条に定める市民自治推進委員会の意見を聴くものとする。 |

「鳥取市市民活動表彰要綱」抜粋

※ 活動団体（個人）名、活動内容 別表のとおり

平成23年度 鳥取市市民活動表彰者

| 活動団体（個人）名 | 活動内容 |
|------------------|---|
| 河原ふるさと塾 | 平成6年に町内の有志で結成し、千代川のクリーンクリーン作戦の提唱のもと「水辺のコンサート」、天然アユの遡上についてのシンポジウムを開催。また、地元の小学校と川・生き物の観察活動、魚道の製作設置など地域の環境学習、教育活動の実践を行うとともに、地域の環境保全に貢献している。 |
| 谷本 静穂 | 平成19年から地区の健康管理委員長を務め、健康ウォークの企画、大しだれ桜の整備など地域の中心として活動を行う。また、「三谷手踊り保存会」として雨乞い踊りを40年ぶりに復活させるなど、地域の結束力を強め、明るく元気な地域づくりに貢献している。 |
| 鳥取市河原地域民生児童委員協議会 | 「自らの街の安全は自ら守る」のスローガンのもと、地域内の保育園、公園などを中心に積極的に「青色防犯パトロール」活動を行う。また、平成19年より学校との連携による「あいさつ運動」の実施など子どもの健全育成、地域の安全安心の取り組みを進めている。 |
| 地域の楽校づくりの会 | 「笹まきづくり」、「魚とりと川遊び体験」など、平成13年から地域の資源を活かした自然体験や地区住民と児童とのふれあい活動を行い、小学校を拠点とした地域づくり、地域住民の交流の場づくりに取り組み、まちづくりの推進に貢献している。 |
| もちがせ上方往来散歩径 | 平成18年から地域の活性化を目指し、町内の水路に「こいのぼり流し」。流し雛行事での休憩所や食事提供。また、地域資源の活用を図った三角山お城山ハイキングルートの整備や観光ボランティアガイドの実施など用瀬地域の活性化、まちづくりに貢献し、用瀬町の観光客の増加にも一役買っている。 |

平成 24 年度 鳥取市市民活動表彰者

| 活動団体（個人）名 | 活動内容 |
|--------------------------|--|
| 明日の湖南を考える会 代表者 日置重雄 | 昭和 4 6 年に発足。昭和 5 5 年より「地域の歴史・文化を探り顕彰する」ことを重点に据え、吉岡 1 号墳の再発掘調査とその後の維持管理をはじめ、町内の歴史的なポイントに標柱、案内板を設置。「温泉誌」の発刊、「俳句の散歩道」の創設、維持活動を継続している。 |
| 絵本の読み聞かせぞうさんの会 代表者 桑田 弥生 | 平成 8 年発足後、会員 1 0 名が毎月 1 回、岩倉地区公民館を拠点に、絵本の読み聞かせやおはなし、わらべうた、パネルシアター等を子どもたちに届けている。定期的な保育所訪問や、県外から講師を招き公演を開催するなど子どもの健全育成を図っている。 |
| 大村おう穴愛護会 森田 悦雄 | 赤波川おう穴群は、その貴重さが認識され、地域住民による奉仕活動が続けられている。本会は、溪流周辺の植栽を契機として平成 1 6 年に結成し、環境の保全を図るため、地域住民約 7 0 名により、毎年 7 月下旬に草刈・ごみ拾いなどの清掃活動を実施している。 |
| 河原地区ボランティアリーダー会 代表者 西尾 均 | 平成 1 4 年に地域の教育力を活性化し、子どもたちの奉仕活動や様々な体験活動を行うことを目的に結成。平成 2 0 年より農業体験活動を通して、食の安全性、勤労の大切さ、物を作る喜びを得るなど、子どもたちのいきいきした姿を見守る活動に取り組んでいる。 |
| 河原町民俗行事を語る会 谷 幸彦 | 民俗行事を体験し、行事に込められた先人の願いや知恵を理解するとともに、地域の子どもたちに伝承し語り継ぐことを目的に昭和 5 5 年に設立され、「七草がゆと鳥追い」を再現・伝承して以来、年間数件の行事を再現、伝承し、地域の文化振興に貢献している。 |
| 鈴木 啓一 | 恒例行事である納涼祭（今年 2 5 回）では毎年、地域住民の絆を深める取り組みの中心として活動している。また、地区の保全委員長として農道整備や草刈り等に尽力し、地区の生活水準の向上及び環境美化に貢献している。「生態系調査」も実施し、子どもたちへの指導も行っている。 |
| 森川 タツ子 | 戦前から連綿と続く吉岡花湯祭りの踊りの振付を継承され、昭和 4 2 年頃から現在まで指導をいただいている。踊りも昔の振付のまま現在まで継承され、近年では、湖南地区で開催する湖南祭りの為に踊りを考案され、その振付等地域の文化の振興に貢献している。 |

まちづくり協議会の活動状況について（平成 24 年 12 月末時点）

| 地区名 | 1. まちづくり協議会の設置状況等 (鳥取地域) | | | 地域 | 地区名 | 2. まちづくり協議会の設置状況等 (新市域) | | |
|-----|-----------------------------|--------------|----------|-----|-----|----------------------------|--------------|----------|
| | 設立済 | 協議会設立 年月日 | 計画 作成 | | | 設立済 | 協議会設立 年月日 | 計画 作成 |
| 久松 | ○ | H21. 6. 19 | ● | 国府町 | 大茅 | ○ | H21. 4. 18 | |
| 遷喬 | ○ | H21. 9. 29 | ● | | 成器 | ○ | H20. 11. 28 | ● |
| 城北 | ○ | H21. 1. 23 | ● | | 谷 | ○ | H21. 3. 14 | ● |
| 浜坂 | ○ | H21. 2. 27 | ● | | 宮下 | ○ | H20. 12. 18 | ● |
| 中ノ郷 | ○ | H21. 1. 22 | ● | | あおば | ○ | H21. 1. 25 | ● |
| 醇風 | ○ | H21. 3. 27 | ● | 福部 | 福部 | ○ | H20. 11. 26 | ● |
| 修立 | ○ | H22. 3. 6 | ● | 河原町 | 河原 | ○ | H21. 11. 16 | ● |
| 日進 | ○ | H21. 5. 21 | ● | | 国英 | ○ | H21. 9. 29 | ● |
| 富桑 | ○ | H21. 3. 17 | ● | | 八上 | ○ | H22. 3. 14 | ● |
| 明德 | ○ | H21. 8. 24 | ● | | 散岐 | ○ | H21. 3. 25 | ● |
| 美保 | ○ | H21. 3. 25 | ● | | 西郷 | ○ | H21. 12. 6 | ● |
| 美保南 | ○ | H20. 12. 13 | ● | 用瀬町 | 用瀬 | ○ | H21. 3. 24 | ● |
| 稲葉山 | ○ | H21. 11. 17 | ● | | 大村 | ○ | H21. 3. 7 | ● |
| 岩倉 | ○ | H20. 12. 12 | ● | | 社 | ○ | H22. 3. 20 | ● |
| 倉田 | ○ | H21. 1. 19 | | 佐治 | 佐治 | ○ | H21. 2. 8 | ● |
| 面影 | ○ | H21. 2. 1 | ● | 気高町 | 瑞穂 | ○ | H20. 12. 20 | ● |
| 津ノ井 | ○ | H21. 2. 20 | ● | | 宝木 | ○ | H20. 11. 19 | ● |
| 若葉台 | ○ | H20. 4. 27 | ● | | 逢坂 | ○ | H21. 2. 5 | ● |
| 米里 | ○ | H21. 2. 22 | ● | | 浜村 | ○ | H21. 5. 14 | ● |
| 神戸 | ○ | H21. 3. 24 | ● | | 酒津 | ○ | H22. 4. 24 | ● |
| 大和 | ○ | H20. 11. 29 | ● | 鹿野町 | 鹿野 | ○ | H21. 3. 1 | ● |
| 美穂 | ○ | H21. 6. 27 | ● | | 勝谷 | ○ | H21. 2. 7 | ● |
| 東郷 | ○ | H21. 3. 15 | ● | | 小鷲河 | ○ | H21. 3. 26 | ● |
| 大正 | ○ | H21. 5. 9 | ● | 青谷町 | 日置 | ○ | H20. 11. 25 | ● |
| 豊実 | ○ | H20. 12. 20 | ● | | 日置谷 | ○ | H20. 12. 7 | ● |
| 明治 | ○ | H21. 1. 24 | ● | | 勝部 | ○ | H21. 1. 20 | ● |
| 松保 | ○ | H21. 5. 14 | ● | | 中郷 | ○ | H20. 10. 18 | ● |
| 湖南 | ○ | H21. 5. 8 | ● | | 青谷 | ○ | H20. 12. 25 | ● |
| 未恒 | ○ | H20. 8. 30 | ● | 計 | | 28 | 27 | |
| 湖山 | ○ | H21. 10. 28 | ● | 合計 | | 61 | 58 | |
| 湖山西 | ○ | H20. 11. 9 | ● | | | | | |
| 賀露 | ○ | H21. 9. 13 | | | | | | |
| 千代水 | ○ | H20. 11. 28 | ● | | | | | |
| 計 | 33 | | 30 | | | | | |

● 支援宣言実施済 58地区

○ 計画策定報告有 58地区

参考資料 3

平成23年度 参画と協働のまちづくりフォーラム事業報告

(1) 目的

市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会をめざすため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図る。

(2) 実施日時及び会場

平成23年11月5日(土) 12:30~16:10 河原町中央公民館 大講堂

(3) 参加人数 170人

(4) 内容

○12:30 地域の特産物販売コーナー「鳥取南部マルシェ」開始

出店団体：あゆみ工房／西郷保育園に給食野菜を提供する生産者のみなさん／ねじまき鳥靴工房／五しの里さじ地域協議会／ブランジェリー ル・コションドール

○13:30 フォーラム開会

あいさつ フォーラム実行委員長 坂本 悦子

○13:35 市民活動表彰

被表彰者(団体)5人(団体)

○13:55 アトラクション

ユウト(吉本興業 鳥取に住みます芸人)

出演者紹介…吉本興業が全国47都道府県にタレントを住ませ地域活性化を手伝う「あなたの街に“住みます”プロジェクト」で、鳥取県担当となったお笑いタレント。日南町生まれで4歳まで鳥取市で育った。地域の魅力を発信するとともに、街や地域を盛り上げるプロジェクトなどに携わる。

○14:20 パネルディスカッション

「中山間地域を元気に！若い世代のまちづくり実践」

パネリスト 谷村 敬子氏(カップ手話サークル会長)

鳥谷 一弘氏(グリーンツーリズム用瀬会長)

金田 透氏(金田ありのみ農園)

水川 侑也氏(えんがわ事業実行委員会前委員長)

コーディネーター 竹川 俊夫氏(鳥取大学地域学部准教授)

○15:50 まとめ

大久保 良隆(鳥取市市民自治推進委員会委員長)

○16:00 抽選会
「鳥取南部マルシェ」出店団体及び鳥取に住みます芸人ユウトさんの協力により実施

○16:10 閉会

《その他》

○パネル展示

市内で行われている協働事業の取り組み、平成23年度市民活動表彰被表彰者の活動紹介及び平成22年度市民活動促進助成事業実施団体の実施事業について紹介

○手話通訳を実施

平成24年度 市民活動フェスタ事業報告

(1) 目的

ボランティア・市民活動の交流や団体間の協働事業の推進と市民活動の啓発を図ると共に、市民活動によるまちづくりの重要性の啓発、協働意識の向上を図ることを目的に開催する。

(2) 実施日時及び会場

平成24年12月2日(日) 13:00~16:15 さざんか会館

(3) 参加人数 約650人(全体参加者)

(4) 内容

○13:00 オープニングイベント

・オープニングアトラクション開催

○日和(えんぴより) しゃんしゃん踊り

○13:20

あいさつ フェスタ実行委員長 竹内房男

(市民活動表彰) 鳥取市長 竹内 功

○13:30 市民活動表彰

被表彰者(団体)7人(団体)

○14:00 活動事例発表

・市民活動表彰団体 河原町民俗行事を語る会

・市民まちづくり提案事業 (特) いんしゅう鹿野まちづくり協議会

- 14:45 休憩
- 15:40 アトラクション
警察犬「カリンとフーガ」
- 16:00 じゃんけん大会
- 16:15 閉会

《その他》

- パネル展示
平成24年度市民活動表彰被表彰者の活動紹介
- 手話通訳を実施

平成23年度「協働のまちづくり」職員研修

人材育成基本方針に掲げるめざす職員像「新たな価値を創造する職員」「行政経営感覚をもつ職員」「チャレンジする職員」「市民と協働する職員」「自己を磨く職員」に基づき、協働意識をもって新しい時代の市政運営を推進するため、次のとおり協働のまちづくり研修を実施しました。

市民と協働する職員

○市民との対話をとおして住民ニーズを的確にとらえるとともに、業務遂行にあたっては市民へ情報を積極的に提供しながら、パートナーシップによるまちづくりを推進することのできる職員を育成します。

引用：「鳥取市人材育成基本方針」

1 目的

本市では、市民と行政の「協働」によるまちづくりを推進するために、平成23年度を「協働のまちづくりの着実な前進の年」として位置づけています。

そこで、平成22年3月に策定した「鳥取市協働のまちづくり基本方針」に基づいて、本市の協働のまちづくりの取り組みについて職員研修を実施し、協働意識の醸成を図り、各種施策へ有効に活用させる力を身につけることを目的としました。

2 対象者

本年度はコミュニティ支援チームで活躍している係長級職員（35名）を対象に実施しました。

3 内容

以下に掲げる研修会、体験研修を実施しました。本研修の意義や目的などについて各職場に持ち帰るとともに職場内研修の実施等により、NPO等との協働を意識しながら業務に取り組んでいただけることを目指しました。

研修1 NPO等との協働を考える：「ボランティア入門」（7月20日）

研修参加者 26名

ボランティア、市民活動団体等について学び、行政と市民活動団体等がそれぞれの役割を担いながら、協働して取り組むまちづくりについて研修しました。

研修2 NPO等を知るための体験研修：とりぼら体験塾（8～9月）

鳥取市ボランティア・市民活動センター主催の「とりぼら体験塾」講座へ参加し、ボランティア、市民活動に直接触れることで活動への理解を深め、市民活動団体等との協働事業の取り組みへの参考としました。

「とりぼら体験塾」体験内容

以下の3つの体験メニューのうち、希望者にひとつを体験していただきました。

福祉施設での交流体験



鳥取東デイサービスセンターで利用者と交流しよう!!
協力：鳥取東デイサービスセンター

9月17日実施
研修参加者 2名

グリーンツーリズム体験



柿どろぼうプロジェクト
(野生動物が里山に出没しないよう柿の処理をします)
協力：(特)学生人材バンク

8月28日実施
研修参加者 4名

まちづくり(おこし)体験



「四季薫るまち鹿野」でのまちづくりの取り組みを体験しよう!!
協力：(特非)いんしゅう鹿野まちづくり協議会

9月17日実施
研修参加者 5名

研修3 「参画と協働のまちづくりフォーラム」(11月5日)：自由参加
中山間地域での市民活動やまちづくりについて、地域で活躍されているパネリストのみなさんの活動を学びました。

平成24年度「協働のまちづくり」職員研修

1 目的

本市では、「市民と行政との協働によるまちづくり」を推進するため、平成24年度を「協働のまちづくりの飛躍の年」と位置づけ、各種の取り組みを進めています。

また、「鳥取市協働のまちづくり基本方針」に基づき、本市の協働のまちづくりの取り組み、考え方について職員研修を実施し、協働意識の醸成を図るとともに、各種施策へ有効に活用させる力を身につけることを目的としました。

2 対象者

コミュニティ支援チームで活躍している主任級職員を対象に実施しました。

(平成22年度は全職員、平成23年度は係長級職員を対象とした研修を実施しています。)

3 内 容

協働のまちづくりの飛躍に向けて、本研修により地域の活性化、元気な地域づくりを学ぶとともに、市民活動団体の活動を知り、体験することで、市民活動団体との協働を意識しながら業務に取り組んでいくことを目指しました。

研修1 元気な地域を創ろう 人づくり・交流フォーラム：11月14日

研修参加者31名

本研修により地域活性化に向けた新たな気づき、発見をしていただき、今後の支援チーム、また住民の一人として地域活動を行う上での参考としていただくことを目的として研修しました。

研修2 市民活動フェスタinとっとり「活動事例発表」：12月2日 自由参加

ボランティア、市民活動団体等の活動を知り、行政と市民活動団体等がそれぞれの役割を担いながら、協働して取り組むまちづくりについて研修しました。

鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

(1) 平成23、24年 委員長・副委員長

委員長 大久保 良隆
副委員長 池井 輝夫

(2) 委員名簿

| 区分 | 氏名 | 備考 |
|-------------------|--------|--------------------------|
| 学識経験のある者 (2人) | 竹川 俊夫 | 鳥取大学地域学部准教授 |
| | 上田 雅稔 | 弁護士 |
| 民間団体に属する者 (4人) | 大久保 良隆 | 鳥取市自治連合会副会長 |
| | 福島 猛夫 | NPO 法人とっとりフィルムコミッション副理事長 |
| | 木下 紀子 | 鳥取市東商工会女性部 |
| | 谷川 亮子 | 鳥取市若者会議メンバー |
| 公募による者 (4人) | 四宮 佑一 | |
| | 今度 珠美 | |
| | 池井 輝夫 | |
| | 坂本 悦子 | |

(3) 開催実績

| 年度 | 回 | 開催日 | 主な協議内容 |
|------------------|-----|------------|--|
| 平成23年度 (6回開催) | 第1回 | 平成23年4月25日 | 委嘱状の交付、委員長の選出、今年度の活動計画 参画と協働のまちづくりフォーラムについて |
| | 第2回 | 平成23年5月19日 | 市民まちづくり提案事業(市民活動促進部門)助成団体の審査 参画と協働のまちづくりフォーラムについて |
| | 第3回 | 平成23年6月30日 | 市民まちづくり提案事業(協働事業(市民等提案)部門)助成団体の審査 先進的活動団体との勉強会のあり方について |
| | 第4回 | 平成23年9月28日 | 市民活動表彰被表彰者の審査 自治基本条例の見直しについての審議 |
| | 第5回 | 平成24年1月13日 | 参画と協働のまちづくりフォーラムの検証 自治基本条例の見直しについての審議 委員会報告書の策定についての検討 |
| | 第6回 | 平成24年3月22日 | 委員会報告書の策定 来年度活動方針、計画等の検討 |

| 年度 | 回 | 開催日 | 主な協議内容 |
|----------|--------|-------------------|--|
| 平成 24 年度 | 第 1 回 | 平成 24 年 4 月 27 日 | 今年度の活動計画、市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出、新参画と協働のまちづくりフォーラム（仮称）の委員の選出 |
| | 第 2 回 | 平成 24 年 6 月 22 日 | 市民まちづくり提案事業協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査 |
| | 第 3 回 | 平成 24 年 8 月 24 日 | 先進的活動団体との勉強会 ・いなば西郷むらづくり協議会 ・ほっと大正まちづくり協議会 |
| | 第 4 回 | 平成 24 年 9 月 28 日 | 自治基本条例の見直しについて【諮問】 市民活動表彰被表彰者の選考審査 |
| | 第 5 回 | 平成 24 年 10 月 19 日 | 自治基本条例の見直しについての審議 ・協議方法等の検討 |
| | 第 6 回 | 平成 24 年 11 月 16 日 | 自治基本条例の見直しについての審議 ・住民投票 |
| | 第 7 回 | 平成 24 年 12 月 18 日 | 自治基本条例の見直しについての審議 ・住民投票 |
| | 第 8 回 | 平成 25 年 1 月 18 日 | 自治基本条例の見直しについての審議 ・住民投票 ・危機管理 委員会意見書の策定 |
| | 第 9 回 | 平成 25 年 1 月 25 日 | 自治基本条例の見直しについての審議 委員会意見書の策定 |
| | 第 10 回 | 平成 25 年 2 月 13 日 | 自治基本条例の見直し答申案についての審議 委員会意見書案について審議 |
| | 第 11 回 | 平成 25 年 2 月 18 日 | 自治基本条例の見直し答申案についての審議 委員会意見書案について審議 来年度活動方針、計画等の検討 |
| | 第 12 回 | 平成 25 年 3 月 日 | 自治基本条例の見直しについて【答申】 委員会意見書提出 来年度活動方針、計画等の検討 |